高 第 ７ ５ ４ 号
令和４年１０月１７日

介 護 保 険 事 業 者　　様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
（公　印　省　略）

島根県新任介護職員定着支援事業補助金について（通知）

島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱第７条に定める日を下記のとおり定めたので通知します。

記

１．別に定める日　　令和４年１１月３０日（水）

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護保険・介護人材スタッフ　藤森
住所：島根県松江市殿町1番地
電　話：0852-22-5717
ＦＡＸ：0852-22-5238

事　務　連　絡
令和４年１０月１７日

介護保険事業者　様

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護保険・介護人材スタッフ企画幹

令和４年度島根県新任介護職員定着支援事業補助金について

このことについて、令和４年１０月１７日付け高第７５４号で交付申請書の提出期限を定めたので、交付申請をする場合は令和４年１１月３０日（水）までに交付申請書を提出してください。

なお、交付申請にあたっては、島根県新任介護職員定着支援事業補助金交付要綱、同運用基準及び下記留意事項等を確認の上申請をしてください。

記

【留意事項】

１．島根県新任介護職員定着支援事業は、厚生労働省所管「地域医療介護総合確保基金」に定める介護人材確保対策事業として実施します。

島根県新任介護職員定着支援事業補助金の交付決定を受けたものは、交付要綱第９条(５)に規定する書類を５年間保存するとともに、国の実施する会計検査等において総勘定元帳等関係書類の提出をお願いすることがあります。

＊「関係書類」とは、法人全体の会計関係諸帳簿（給与の支払い実績が判る通帳を含む）及び雇用契約書等の人事関係書類となります。

２．令和４年度の募集定員は、予算の範囲で決定することとします。なお、募集が多数になる場合は、下記を参考の上、決定します。

（イ）募集定員　各事業所　１名

（ロ）対象職員　既に介護保険事業所に勤務している、直接処遇職員を対象とする。（直接処遇に携わらない管理職等は対象外。）

＊「直接処遇職員」とは、常時施設又は事業所において、利用者の身体上の介護をする者とします。

（ハ）研修期間　令和４年４月１日から受講又は受講予定で、年度内（令和５年３月31 日）までに修了することとします。

３．ＨＰアドレス：https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/